

「善意の政府協力」と「個人向け情報売買」の二重構造:現実性と合法性の検証

背景:設定と問題提起

ロサンゼルスで高級バーを営む元CIA職員の女性(マーラ)が、退役軍人や情報関係者の人脈を通じて情報収集を行っています。彼女は**政府機関には無償の"善意"で情報提供**し、その見返りは金銭ではなく間接的な便宜や情報共有に留めています。一方で**民間の個人に対しては情報の見返りに金銭授受**(情報を売買)する、という二重構造の運用をしています。このような設定がアメリカにおいて現実的か、また法律上・諜報倫理上許されるのかを検証します。

以下では、**政府機関へのボランティア的情報提供と個人との情報ビジネス**に分けて現実性を考察し、関連する米国の法制度や倫理規範、実際の類似例やフィクション上の描写に基づき妥当性を評価します。

政府機関への「善意」での情報提供の現実性

① 無償の情報提供者(インフォーマント)としての位置付け:

マーラがCIAやFBIなど政府機関に金銭を受け取らず情報を渡すのは、法的には問題ありません。それどころか、アメリカでは捜査や諜報活動で報酬を求めない情報提供者は珍しくなく、「市民インフォーマント(citizen-informant)」と呼ばれます 1。例えばFBIでも事件の目撃者など善意で情報を提供する人々は日常的に存在し、彼らは報酬を期待しないため信頼性が高いケースもあります 1。したがって、マーラが「国のため」「善意」で情報提供すること自体は十分に現実的です。CIAでも、自発的に接触してくる協力者(いわゆる"walk-in")は存在し、必ずしも金銭報酬が必要とは限りません(むしろイデオロギーや愛国心で協力する情報源も現実にいます)。

② 政府側が無償協力者を利用するメリット:

政府機関にとって、自発的な協力者からの情報はコストがかからず魅力的です。また、報酬目当てではない協力者は情報の信憑性が高いと見なされる傾向もあります 1。FBIのガイドラインでも、「市民インフォーマントは一般に見返りを求めず公益のために情報提供する」とされ 1、積極的に受け入れています。CIAも国内で諜報活動は行えませんが、国内で得た海外関連の情報であれば自主的な通報を受け取ることはありえます。またFBIであれば国内犯罪情報の提供者としてマーラを位置付け、必要に応じて保護や便宜を図ることも考えられます。

③ 見返りとしての「便宜」や情報交換:

マーラは金銭を受け取らない代わりに、政府機関から間接的な便宜やインサイダー情報提供を受ける設定ですが、これも現実に起こり得る範囲です。ただし法と倫理の観点から、政府職員が特定の民間人に過度の便宜を与えることは慎重に扱われます。一般に、情報提供の謝礼として非金銭的な見返り(例えば他の捜査情報を教えてもらう、捜査協力者としての信用による保護を受ける等)は非公式に行われることがあります。実際、民間の情報提供者に捜査上の内部情報を一部共有したり、軽微な法令違反を大目に見るといったことは、インフォーマント運用上起こりうる取引です。ただしそれらは公にはされず、あくまで合法の範囲内で行われます。例えばCIAを辞めた人物が古巣に「参考までに」と情報を提供し、代わりに非機密のフィードバックを得るような関係は考えられます。

重要なのは、**政府から提供される見返りの情報等が機密に触れないこと**です。CIAやFBI職員がマーラに機密 情報を渡せばそれ自体が規則違反になります。従って、現実的なシナリオではマーラへの見返りは**非機密の助** 言程度か、あるいは**彼女自身やバーの安全に関わる注意喚起**(例えば「あなたの店に怪しい人物が出入りしている」等)といったレベルに留まるでしょう。政府機関が民間協力者に便宜を図る例としては、**捜査協力によって自身の罪を減免してもらうケース**がよくありますが 2 、マーラは犯罪者ではない設定なので該当しません。代わりに、たとえば**FBIがマーラに感謝状を贈る、有益な非機密レポートを共有する、緊急時に保護する**などが考えられます。

④ 諜報倫理から見た評価:

元CIA職員が政府に善意で情報提供する行為は、基本的には**愛国的行動**とみなされ、諜報倫理に反するものではありません。むしろ「たとえ組織を離れても国家に貢献する責任がある」との考え方もあり ③ 、自身の知見やネットワークを善意で提供することは肯定的に受け取られ得ます。実際、米情報機関関係者からは「政府勤務を離れた後でもインテリジェンス・オフィサーは公益への責任を負う」との声も出ています ③ 。したがって、マーラが直接の報酬を求めず国家の安全に寄与するのは、諜報コミュニティの倫理観からも大筋で容認されるでしょう。

民間人との「情報売買」の現実性

① 私的なインテリジェンス事業の存在:

CIA退職者が自身の人脈や技能を活かして民間向けに情報サービスを提供することは、現実に数多く見られます。実際、米国や英国では元諜報員が経営する民間情報会社が多数存在し、企業や富裕層に対して調査・分析サービスを販売しています。例えばイギリスでは「元情報部員が培ったコネクションや知識を売る会社がロンドン中に溢れている」と報じられており 4、米国でもStratforのように「民間企業ながらネットワークを駆使して諜報情報を収集・販売する」"シャドウCIA"的企業が実在します 5。Stratfor社は実際、民間企業から米政府機関までをクライアントに抱え、情報分析を提供していたことが暴露されています 6。このように、インフォメーションブローカーや民間調査員として活動する元諜報員は珍しくありません。

マーラも高級バーという人脈ハブを拠点に、得た情報を個人顧客に売るビジネスをしているわけですが、これは一種の「プライベート・インテリジェンス業」と言えます。現実には探偵・調査会社の多くが元捜査官・軍人・諜報員ですし、国家レベルの脅威以外の領域(ビジネス情報、人物調査等)は民間調査会社が担うことが多々あります 8 9 。つまり、政府機関は国家安全保障に専念し、民間の情報ニーズは私立探偵やコンサルタントが請け負うという棲み分けが一般的であり 10 、マーラのように「政府には善意で協力しつつ、自らはビジネスとして情報取引」という立ち位置も成立し得るのです。

② 情報売買の手法:

マーラは個人クライアント(例に挙げられたシドニーなど)に対し、情報提供の見返りに金銭を受領したり、必要に応じて情報入手のために金銭を支払うとのことです。これは、民間情報ブローカーや私立探偵の典型的なビジネスモデルです。たとえば元MI6のクリストファー・スティールは、退職後に開いた情報会社で民間から依頼を受け調査を行い、その成果(いわゆるトランプ・ドシエ)を作成しましたが、調査費は依頼主から受け取りつつ、得られた情報はFBIにも自主的に提供しています 11。彼の場合、私的に資金提供を受けて収集した諜報を米政府に"善意で"渡した点でマーラのケースに近い実例です 11。スティールはFBIから正式報酬は得ず、「ローマ出張費程度の補填」を望みましたがそれも受け取らなかったとされ、あくまで自主的な協力者として情報を共有したのです 11。

マーラも同様に、営利クライアントからの収入で情報網を維持しつつ、国家に資する情報は無償提供するという構図が成り立ちます。このような"公に奉仕しつつ私企業として利益を上げる"モデルは、サイバーセキュリティ企業などでも見られます。例えば民間の脅威情報会社が企業から契約金を得てハッカー情報を収集しながら、重大なサイバー脅威については政府機関と共有するということも行われています。マーラ個人レベルでも、彼女の収集した情報が一般犯罪や安全保障に関わると判断すれば政府に提供し、そうでない依頼調査(例えば人探しや身辺調査)については対価を得るとすれば合理的です。

③ 法的な許容範囲:

個人間で情報を売買することそれ自体は**原則として違法ではありません**。情報そのものは物ではなく、公開情報や本人の知見であれば売り買い自由です。アメリカの法律で問題になるのは、**その情報が不正に取得されたものか、法律で秘匿が義務付けられたものか**という点です。以下のようなラインが考えられます。

- ・秘匿・機密情報の売買: マーラが扱う情報が政府の機密情報 (国家安全保障情報) や他人のプライバシー/機密保持義務に属する情報であれば、売買は違法となります。特に軍事・諜報上の機密 (国家防衛情報) を無許可で他者に提供することは重罪であり、元CIA職員であってもスパイ行為(諜報提供)として処罰されます。実際、CIAやNSAの元職員が外国に機密を売った例ではモラルや法規を逸脱した「スパイ傭兵」として起訴・有罪となっています(例:元CIA職員ケビン・マロリーは中国に機密を売ろうとし、スパイ罪で有罪判決 12)。したがってマーラが現役の政府関係者から機密を買い取って民間に転売などすれば、共犯的にスパイ防止法違反に問われるでしょう。
- •公務上知り得た情報の不正流用: マーラ自身は元CIAなので、在職中に得た機密情報を退職後に開示・利用することは厳しく禁じられています。CIA職員は退職時にも守秘義務契約を結び、著述や情報提供には事前審査が必要です。したがって彼女がCIA在職時の内部情報を売るのは契約違反かつ潜在的に違法です(国家機密に触れれば前述のスパイ罪適用)。このため、マーラの情報ビジネスは退職後に新たに収集した情報に限定されるべきです。そうであれば本人の経験や人的ネットワークを活用する分には問題ありません。
- 合法な入手経路による情報: マーラが得る情報が公的データベースや公開情報、関係者から任意提供されたものなら、その情報を第三者に売るのは合法です。例えば彼女が退役軍人仲間から聞いた噂話や業界情報をまとめ、興味を持つ人物にコンサル料として売るのは法に触れません。ただし、もし情報源の人物が現職公務員で守秘義務のある情報を漏らしたのであれば、その人物側が罰せられる可能性があります。マーラがそれを知りつつ金銭で唆した場合は共謀や贈賄の問題(公務員に対する贈賄・背任教唆)が生じ得ます。つまり、情報源に違法行為をさせない範囲で情報を得る必要があります。
- ・盗聴やハッキング等の違法手段: マーラ自身や配下の人間が違法な手段(盗聴・盗撮・ハッキング等)で情報を収集すれば、それも犯罪です。私立探偵には各州法で調査手法の制限があり、違法収集した情報を売れば処罰対象となります。したがって、彼女のネットワークで得る情報は提供者の自発的な証言や合法的入手データに限られるべきです。

以上より、**マーラが扱う情報が合法かつ非機密の範囲に留まる限り**、それを個人間で売買する行為は法律上許容されます。例えば、**業界の内部情報や人間関係の噂、公開資料の分析**などは十分商品になりえます。実際、元諜報員の民間会社はクライアント企業の依頼で**競合他社の評判調査や要人の身辺チェック**を行い、高額の報酬を得ています 13 14 。このような調査は機密でも違法手段でもなく、オープンソースや人脈から集めた情報です。

④ 倫理面・信用面:

マーラのような「情報屋」稼業には独特の倫理問題もあります。まず、元政府職員が知見を金で売ること自体に批判的な見方もあります。諜報界では、「退職後も公共の信頼を裏切らない」ことが求められ 3 、金銭目的でどこにでも情報スキルを提供するのは"傭兵化"として忌避されます。事実、米国では近年、NSAハッカーらが中東の外国政府に雇われた事例(Project Raven)が問題視され、「退職直後の諜報員が外国に技能を売り渡す」ことを禁止する新法が施行されました 15 。この法律は退職後30か月間は元諜報職員が外国政府のために働くことを禁じ 15 、違反すれば処罰すると定めています。マーラはあくまで米国内での活動でしょうから直接の適用外ですが、公的情報を安易に商売にすることへの懸念は存在するわけです。

次に、**マーラ自身の信用**の問題があります。政府機関側から見ると、彼女が**一方で金銭目的で情報取引をしている**ことはリスクです。なぜなら、**情報源としての彼女の動機が純粋ではない可能性**があるからです。例えばマーラが政府に提供した情報を**他の客にも横流し**したり、逆に民間クライアントから得た情報を政府に渡す

際に自分の利益を優先して脚色する懸念もあります。諜報倫理的には、インフォーマントは専属であれという考えもあり、政府に協力するなら他所(特に対立する勢力)には同じ情報を売らないのが理想です。マーラの場合、顧客が犯罪者や外国勢力ではなく民間人(例えば企業家やジャーナリスト)でしょうから直接的な利害衝突は小さいかもしれません。しかし万一、彼女が政府が追う相手にも情報を売っていたなどとなれば、裏切り行為とみなされ信用は地に落ちます。

また、民間クライアントに売る情報の内容によっては**社会的批判**もあり得ます。例えば**有名人のスキャンダル情報や政治家の個人情報**を売っていた場合、**職業倫理**の観点で問題になるでしょう(ジャーナリストであれば倫理審査がありますが、民間情報屋には明確な倫理規定がありません)。そのため現実的には、マーラは**取引相手と扱う情報の線引きをしておく**必要があります。国家の安全に関わること(テロや犯罪情報など)は政府へ、プライベートな依頼調査は秘密裏にというように、棲み分けを守ることで両立は可能です。

現実の例とフィクション上の描写

このような二重構造の活動に類似した**実在のケース**やフィクションでの描写をいくつか挙げます。

- ・クリストファー・スティール(実在): 英国MI6を退職後、自らの情報会社 Orbis を立ち上げた元諜報員です。2016年に民間から依頼を受けトランプ陣営とロシアの疑惑に関する調査報告書(スティール・ドシエ)を作成しましたが、その際民間資金で収集した情報をFBIにも自発的に提供しました

 11 。彼はFBIから正式報酬を受け取らず協力し(旅費補填のみ要請しましたが支払われず)、一方で依頼主からは調査費用を受領しています

 11 。これは「政府には善意で協力し、民間依頼で収入を得る」構図の実例です。
- ・デュアン・クラリッジ(実在): CIA伝説の工作員と呼ばれた彼は退職後、私設のスパイ網「エクリプス・グループ」を運営しました。自宅のプールサイドから元部下らを動員し、パキスタンやアフガニスタンで独自の諜報活動を続けたと言われます 16。当初は米軍関連の契約資金も使われましたが後に打ち切られ、それでも個人の支援者から資金提供を受けて情報収集を継続しました 16。クラリッジはCIAに公式には属しないものの、自ら集めたテロ情報などを政府に売り込み、半ば民間の諜報請負人として活動した例といえます。このケースでは政府から一時金銭も受け取っていましたが、「民間のスパイCIA」を自称し独自に動いた点で、マーラの自主路線に通じます。
- •民間調査会社 Stratfor (実在): テキサスに拠点を置く民間情報分析会社で、「民間のCIA」とも称されます。Stratforは企業や政府機関を顧客とし、世界各地の協力者ネットワークから情報を収集・分析して提供していました 6。ハッキング事件で内部メールが暴露された際、同社が大企業から政府の情報機関(国防情報局DIAや海兵隊等)まで契約を持っていたことが明らかになっています 6。つまり、一私企業でありながら政府にも民間にも情報サービスを提供して利益を上げつつ、政府には有用情報を渡すという二面性を備えていました。マーラ個人規模ではあるものの、発想としてはStratfor型のインテリジェンスビジネスに近いと言えます。
- ・レイモンド・レディントン(フィクション): テレビドラマ『The Blacklist/ブラックリスト』の主要キャラクター。彼は元アメリカ海軍情報部員でしたがその後地下に潜り、犯罪コンシェルジュ(闇社会の情報ブローカー)として巨大な闇ネットワークを築いた人物です 17。レディントンはFBIの最重要指名手配犯でありながら、自ら出頭してFBIの秘密情報提供者 (CI) となり、見返りに免責特権(刑事免責による不逮捕特権)を得ています 18。彼はFBIには有益な犯罪者リストを提供しつつ、自身も裏社会で利益を得続けるという二重の顔を持っています。これはマーラの設定を極端にしたような例ですが、「政府には協力しつつ、裏では情報を捌いて私腹を肥やす」という二重構造が物語の核になっています。現実のマーラは犯罪者ではありませんが、FBIに協力するインフォーマントでありつつ情報ブローカーでもあるという点で、レディントンはフィクション上の対応例でしょう。 18

・マイケル・ウェスティン(フィクション): テレビドラマ『バーン・ノーティス 元スパイの逆襲』の 主人公。CIA工作員だった彼は突然"バーンノーティス"され(解雇&信用失墜)マイアミに戻ります。 以後、生計を立てるため私立探偵・トラブルシューター的な仕事を請け負い、依頼人から報酬を得て 生活しています ¹⁹ 。同時に自身を陥れた陰謀を暴くため、元同僚など政府関係者とも接触・協力し ており、ある意味「フリーランスのスパイ」として動きます ¹⁹ 。彼は政府から給料を貰いません が、必要に応じCIAやFBIと協力関係を結ぶエピソードがあり、元諜報員が私営で活動しつつ政府とも 連携する物語の好例です。

これらの例からも分かるように、**政府向けの無償協力と民間向けの有償サービスを両立させる人物像**は、完全なフィクションではなく一定の現実味があります。もっとも、フィクションでは往々にしてドラマ性を高めるため違法すれすれの行為や超人的なネットワークが描かれますが、**現実のマーラがそこまで派手に動けば法と倫理の壁にぶつかる**でしょう。従って、**実在の範囲でこの二重構造を成立させるには、非常に慎重な立ち回りが必要**です。

アメリカ法制度・倫理面から見た総合評価

法的には、マーラの設定はグレーゾーンを含みつつも成立可能と言えます。政府への情報提供自体は合法であり奨励される行為です。民間相手の情報取引も、扱う内容と取得手段が適法である限り違法ではありません。鍵となるのは、機密情報や違法収集情報を扱わないことであり、また現職公務員の守秘義務を侵さないよう注意が必要です。マーラ自身もCIA時代の機密は一切使えません。これら条件を守れば、情報ブローカー的ビジネスは法の範囲内で可能です。実際には諜報活動に関わる機微情報は機密指定されていることが多く、そこに踏み込まないよう線を引く必要があります。例えば「退役軍人の内部コミュニティでの評判話」や「業界の噂」程度なら問題ありませんが、「軍事作戦計画の内部情報」や「政府の捜査情報」となると機密になり得るので扱えません。

倫理・実務上は、この二重構造には緊張関係が伴います。諜報コミュニティから見ると、元職員が個人ビジネスで情報を売り買いするのは慎重に監視されるでしょう。国家の安全に反しない限り黙認されるでしょうが、一線を越えれば直ちに介入・摘発対象になり得ます。また政府機関はマーラを公式の秘密情報源(Confidential Informant)として扱うかもしれません。その場合、FBIなどは彼女にコードネームを与え管理下に置くでしょう。そうなると、彼女の私的活動にも制約が出る可能性があります(勝手な情報漏洩をしないよう監視される等)。マーラがそれを避けたいなら、あくまで友好的な民間協力者(Visaや報酬の絡まない協力者)に留まり、深入りしないことです 1。

実例・フィクションからの示唆として、成功する情報ブローカー像は「決して国家の敵にはならず、一方で私利も追求する現実主義者」です。レディントンやホワイト・バルジャー(ボストンの実在ギャングでFBI情報提供者だった人物)のように、一歩間違えば単なる裏切り者・二重スパイとも紙一重です。マーラがヒロイン的存在であるなら、そのモラルのバランス(国への忠誠 vs 商売としての割り切り)を巧みに維持する必要があります。例えば「国益に関わる情報は絶対に売らない」「売る情報も違法・反倫理的な用途には提供しない(犯罪者には売らない等)」といった信条やルールを自身で守ることで、政府関係者からも一定の信頼を得てビジネスと両立できるでしょう 20。実際、スティールの会社Orbisでも情報源には金銭ではなく便宜で報い、賄賂や違法取引にならないよう配慮していました 20。マーラも政府には金銭を求めず、他のボランティア情報源も金で釣らず善意で協力してもらう方が、倫理的にも合法的にも安全策となります 20。

結論

マーラの「**政府向けには無償協力、民間向けには有償情報取引**」という二重構造は、**慎重な前提のもとでは現実に成立し得る**設定です。法的には直ちに違法と断じられず、諜報倫理的にも国家を害さない範囲であれば受け入れられる余地があります。ただし、その運用には**綱渡りのバランス感覚**が求められます。機密漏洩や違法行為にならない線引き、政府当局との信頼関係の維持、情報源・顧客の慎重な選別など、踏み外せば犯

罪者にもなりうるリスクをはらみます。実際の元諜報員たちの活動やフィクションのキャラクター分析からも、**「善意」と「ビジネス」の両立は可能だが常に相反する緊張が伴う**ことが示唆されています。

要するに、**マーラのモデルは米国の法制度・諜報倫理の枠内で一応の整合性があります**。彼女が**愛国心と起業家精神を併せ持つ人物**であり、**国家への裏切りをせず適度な距離感で商売を行う**限り、その生き方は十分に現実味を帯びるでしょう。ただし、一歩でも誤れば法の裁きや関係者からの報復を招く危険な

1 2 The Use of Informants in California Criminal Cases

https://www.shouselaw.com/ca/defense/warrants/informants/

- 3 15 U.S. bars ex-spies from becoming 'mercenaries,' following Reuters series | Reuters https://www.reuters.com/world/us/us-bars-ex-spies-becoming-mercenaries-following-reuters-series-2022-03-16/
- 4 7 11 13 14 20 Christopher Steele, the Man Behind the Trump Dossier | The New Yorker https://www.newyorker.com/magazine/2018/03/12/christopher-steele-the-man-behind-the-trump-dossier
- Malicious Life Podcast: Hackers vs. Spies The Stratfor Leaks Part 1
 https://www.cybereason.com/blog/malicious-life-podcast-hackers-vs.-spies-the-stratfor-leaks-part-1
- 6 WikiLeaks' Stratfor dump lifts lid on intelligence-industrial complex | Pratap Chatterjee | The Guardian https://www.theguardian.com/commentisfree/cifamerica/2012/feb/28/wikileaks-intelligence-industrial-complex
- 8 9 10 Private Intelligence Agency vs. Government Intelligence Research Associates https://researchassociates.com/private-intelligence-agency-vs-government-intelligence/
- Former CIA officer Kevin Mallory found guilty of selling secrets to China The Washington Post https://www.washingtonpost.com/local/public-safety/former-cia-officer-kevin-mallory-found-guilty-of-selling-secrets-to-china/2018/06/08/918a0b82-69ad-11e8-9e38-24e693b38637_story.html
- http://www.nytimes.com/2011/01/23/world/23clarridge.html?_r=1&n
 http://agriculturedefensecoalition.org/sites/default/files/file/
 constitution_1/1W_2011_Former_Spy_With_Agenda_Operates_a_Private_C.I.A._NYTimes_January_22_2011_Page_1.pdf
- 17 18 Raymond Reddington Wikipedia https://en.wikipedia.org/wiki/Raymond_Reddington
- 19 Michael Westen from Burn Notice | CharacTour https://www.charactour.com/hub/characters/view/Michael-Westen.Burn-Notice